

平成 27 年度第 1 回白井市環境審議会 会議録

1. 開催日時 平成 27 年 7 月 31 日（金） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 10 分まで
2. 開催場所 市役所 4 階会議室 1
3. 出席者 委員 辻川会長、宇津野副会長、藤田委員、新堀委員、原委員、青木委員、寺園委員、市川委員、一ノ倉委員、河合委員、秋井委員
(欠席) 長谷川委員、村上委員、倉阪委員
市 伊澤市長（挨拶）、環境建設部長、環境課長、環境課環境保全・放射線対策班主査、同主任主事
4. 傍聴者 なし
5. 議題 (1) 報告 白井市第 2 次環境基本計画の進捗状況について（平成 26 年度分）（公開）
(2) 議案 白井市第 2 次環境基本計画の中間見直しについて（公開）
6. 配布資料 資料 1 『白井市第 2 次環境基本計画の進捗状況について』
資料 2-1 『白井市第 2 次環境基本計画中間見直し方針』
資料 2-2 『見直し作業の流れ』他
資料 2-3 『第 2 章 環境の現状と課題 見直し原案（案）』
資料 2-4 『白井市第 2 次環境基本計画第 2 章「環境の現状と課題」見直し原案（案）新旧対照表』
資料 2-5 『白井市の環境に関するアンケート調査報告書』
7. 議事 以下のとおり

1 開会

2 諮問書手交

3 挨拶（伊澤市長・辻川会長）

4 議題

- (1) 報告 白井市第 2 次環境基本計画の進捗状況について（平成 26 年度分）
（市説明抄録）

○環境指標については、中間目標値を達成できなかった項目が全体的に多い状況。

○第 4 章第 1 項「農地や里山を守ろう」については、農用地や樹林地の面積が減少傾向。開発事業が主な要因。

○第 2 項「緑の環境を創ろう」では、市域全体の緑被面積・緑被率が減少傾向。これについても開発事業が影響。ただし、平成 26 年度から宅地開発許可等の事務が市に移管され、今後は市街化調整区域での開発が抑制されるため、減少に歯止めがかかる見とおし。

○第 3 項「水辺の環境を守ろう」では、市指定文化財の「みたらし池」を湧水

保全箇所として計上。これに加えて、現在、谷田・清戸地区にある湧水地の保全に向け、地権者等との協議を進めている。

- 第6項「すがすがしい空気や静けさを守ろう」では、光化学スモッグ注意報発令件数が目標を大幅に上回ってしまっている。猛暑など天候・気候に大きく左右される項目である。なお、光化学オキシダント基準超過日数については、県の測定データが公表され次第改めて報告する（9月頃見込み）。
- 市循環バス利用者数については、現時点で既に平成32年度最終目標値を上回っている。
- 公害苦情件数については増加傾向。内容は騒音・振動に係るものが多いが、件数増加の理由の一つとして、同一案件に対する同一申立人からの繰り返し苦情があったこともあげられる。
- 第7項「河川や地下水などの水を改善しよう」では、二重川・金山落・下手賀沼の水質が目標を達成できなかった。市では公共下水道及び合併処理浄化槽の普及を進めており、環境基本計画21ページのグラフに示すとおり、全体的には基準値に近づく傾向にあるものの、未だ水質の十分な改善には及んでいない。合併処理浄化槽は設置だけでなく維持管理も重要であるため、適正管理についての啓発が必要と考えている。
- 第8項「美しく安心して住める環境を守ろう」では、駐輪場利用台数が大幅に増えている。一方、放置自転車撤去数は減少しており、中間目標値及び最終目標値を既に達成している。
- ごみの不法投棄回収量は平成22年当時と比較すると概ね半減している。監視カメラや啓発看板等の設置による効果が表れているとも考えられる。しかし、交通の少ない場所でトラック1台分程度の建築廃材が不法投棄される例が増えている。
- 第10項「ごみを削減しよう」では、ごみ減量化・リサイクルなどに関する市民講座回数を増やすなど、分別や排出量削減についての啓発に努めているが、1日1人当たりごみの排出量は微増傾向にある。
- 第12項「エネルギーを有効に利用しよう」では、市有施設電力使用量が平成22年度と比べ減少しているものの、目標達成は遠い状況。
- 市のクリーンエネルギー利用施設数については、西白井複合センターの改修に際し太陽光発電システムを設置したため1件増加した。今後は、市役所庁舎改修時の太陽光発電システム設置を検討中。
- 第13項「環境を知り、学び、行動しよう」では、環境白書の発刊数が0冊となっているが、これは前回審議会で説明したとおり、市ホームページ上での閲覧が主体となったことを受け製本を取りやめたためである。なお、紙面希望者に対しては、請求の都度プリントし頒布することとしているほか、市の出先機関でも従来どおり印刷物として閲覧できるようにする。

(質疑応答)

会 長

どうもありがとうございました。前回のとき、このデータが前年度とちよっ

	と違うということでもいろいろありましたけど、今回は私もチェックしたんですけども、よくまとまっているなと思いました。ただ、内容的にいろいろな課題があると思いますので、今ご説明いただいた内容につきまして、委員の皆様方からご質疑、あるいは討論をお願いしたいと思います。
委員	中間目標の欄に平成 27 年度と書いてあるわけですが、前回の資料を見ますと、「目標値」としか書いてないんですね。今回は、「中間目標」と書いてある限りは、「最終目標」というのは何年で数値はいくつになるのか。
市	皆さんのお手元に、第 2 次環境基本計画という冊子をお配りしたんですけども、その 91 ページに、環境指標一覧表というのが、ちょっと文字も小さくて見にくいかとは思いますが、ご覧いただきますと、現状、中間とあって・・・。
委員	いや、私、最終目標を資料にも入れておいたほうが、インパクトあると思うんですね。じゃないと、最終はいくつなんだと、この資料だけでは分からない。何でも最終というのはあるわけですよ、目標値というのが。
市	皆さんのお手元に配りました資料 1 の中では、そうですね、最終目標は示しておりません。
委員	それで前回もらったやつが、目標値としか書いてないから、私、これが最終目標値だと思っていたんですよ、前回の資料ではね。今回これが中間目標に変わっているもので。
市	そうですね。申し訳ございません。先ほど見ていただいた 91 ページで、中間目標と最終目標の数値入れてあるんですけども、本日の資料の中では、中間のみしか示しておりませんで、見にくい、分かりにくい部分があったかと思います。
市	この部分については、最終目標のほうも入れて整理させていただきますので、ご理解ください。
委員	分かりました。
会長	今日のところはこの、91 ページの内容を見ていただいて、ご理解いただくと。私もこれを頂いたときに、中間目標でも、これ、分かりやすいかなと思っておりましたけれども、最終目標があればなおよいということですので、後日でも結構ですので修正をお願いしたいと思います。そのほかご意見あったら、はい。

委員	<p>細かいんですけども、2ページ、6の、すがすがしい空気や静けさを守ろう、の中に、北総線2駅の利用者人数の増加というのがあるんですけども、普通に考えれば、運賃を下げれば増えるんじゃないかなと思うんですが。そのほかですね、例えばアクセス特急をどっちの駅に止めるとかですね、そういう具体的な行動、対策というのは考えられているんですか。</p>
市	<p>北総線の関係につきましてはですね、市内にアクセス特急をぜひ止めてほしいというのが、市長も活動の中心にしていきたいということでございます。それと今策定中の総合計画の基本計画の中でも、北総線の利便性の向上ということは一項目としてとらえて、重点施策の中の一つの施策として位置づけるような形で今後進めていく予定でございます。</p>
会長	<p>私もちょっと、これ、意見かどうか分かりませんが、この環境指標ということにきまして、この指標をつくった当時はこの内容でよかったと思うんですけども、環境そのものというよりも、どちらかという政策に関するような項目、例えばこの北総線の問題もそうですけど、そのほかにもいろいろあると思うんです。これが、環境問題として審議すべき事項かなというようなこともあると思いますので、この後、4条、5条のほうで、見直しのほうで出てくると思いますが、ぜひ、その辺も一度見ていただけたらいいんじゃないかなというのが、個人的にも考えているところなんです。</p>
委員	<p>土地の利用のことで、緑が減ってきて、農地が減ってきて、自然が減ってきて、という現状がありますが、これ、最初の目標を立てるという時点で開発が進むのはもう目に見えていたのにも関わらず、現状維持ということで、最初から達成できるはずがないという目標をもってやってきました。で、中間目標において、もうすでに実績が下がっているわけですが、今度、市街化調整区域の開発で市が絡むことができるということで、そうすると今後は、その維持ができそうな気配があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけども。</p>
市	<p>開発に関しては、今、仰ったように、白井市に許認可のほうが権限委譲されて、それによって一定の抑制は一応かかるようになりました。ただ、山林とか農地について、完全にそれをもって抑制できるかというと、民有地の部分がほとんどなので、なかなか難しい状態ではあるかと思っております。先ほどの説明と一緒に、一定の効果はあるけれども、まだ、それでピタッと止まるというような状況にはなっていないということです。</p>
委員	<p>あと水の問題のところなんですけど、河川の水質、やっぱりこれもクリアできていない部分がたくさんあります。河川の問題につきましては、例えば二重川とか神崎川とか、改修工事をしましたよね。それによって、いい結果が得られるという手はずではなかったんでしょうか。</p>

市	<p>二重川、神崎川については、河川改修そのものというのは水質の浄化というより、例えば氾濫とか流下をしやすくするとかいうような目的で今、つくっている部分がほとんどなんで、多自然型とか、いろいろございますけれども、浄化作用を期待するところはありますけれども。河川改修によって、その状態がすべてよくなるというのは、ちょっと難しいのではないかと思います。</p>
会 長	<p>環境白書を見ていまして、前年度でだいたい横並びというような感じでして、環境基準から見ると多少は良いかも分かりませんが、そういう意味では、努力されている跡はあると思いますが、さらに一層の努力が必要だというご意見かと思えます。</p>
委 員	<p>7番目の1番、3ページの一番下の地下水位のところなんですけれども、「代表 TP+m」というのがあって、この TP の意味を教えてください。あと、目標が達成できなかった場合の理由等のところに、「地下水位は常に変動しており、目標は達成できなかった」と書いてあるので、これ、もうちょっと詳しく、どこがどうなのかというのを教えていただけたらと思います。</p>
市	<p>この「代表 TP+m」というのは、まず TP というのは東京湾の平均水位を取っております。その基準に対してプラスマイナスという形で数字のほうは出ております。地下水は常に変動しており目標は達成できなかったということなんですけれども、実際、地下水は、井戸の深さにもよりますが、そのときの雨の量とかに比較的、左右されやすい。特に、浅い井戸なんかは左右されやすいんで、その部分を理由として書かせていただいているんですけれども。なかなか、一定の水位というのが保てないのかなと思っております。そもそも、地下水位そのものを、先ほどのお話にもありましたけれども、指標にするというのは、なかなかちょっと難しいかなというところがあると思います。</p>
会 長	<p>これも見直し対象の一つだと。</p>
市	<p>はい、そのように今考えております。</p>
委 員	<p>でも、平均値というか、上下しながらも推移の傾向というのは見て取れるわけですね。そこはどうなのでしょう。年ごとに比べていって。こういう書き方だと、ちょっと、何とも言いようがないとか、ああそうですかとか。それだったら最初からここに入れる意味合いがないという気がします。</p>
市	<p>今、委員さんが仰ったようにですね、入れる必要がないというのが正しいのかもしれないけれども、平成 22 年度の場合には 14.96m、23 年度が 17.80m、24 年度につきましては 6.34m、次の 25 年度につきましては 15.00m とかなり大</p>

	<p>きく変動して、安定した数値が得られないような状況なんですね。ですから、逆にこれが指標になるのかというお話が出てくるかと思います。</p>
委員	<p>そうですね。ちょっと今後、検討していただいて。</p>
会長	<p>やっぱり次のときには、これね、ぜひ、見直しが必要だなというふうに思いますね。その辺は申し送りしたらいいと思います。</p>
委員	<p>先ほどとちょっと重複するんですが、河川の水の汚濁と BOD の問題ですが、結局、中間目標値よりだいぶ上回っているわけですね。それで、その理由には、「水質改善に取り組んできたものの・・・」と書いてあるんですが、水質改善に取り組んできたものというのは、どんなことを取り組んできたんでしょうか。</p>
市	<p>これに関しては、下水道の供用開始区域であれば、下水道への接続を促進してもらって啓発であったり、合併浄化槽の設置補助金を市で出しておりますので、単独槽やくみ取りからなるべく合併浄化槽のほうに転換していただいたり、さらに浄化槽の維持管理をしていないとやはり汚泥・汚水が直接出てしまいますので、その維持管理の啓蒙活動等はしております。しかしながら、どうしても、河川の水質、沼の水質に関しては、流域にかかわってくる、かなり面的に大きいものがありますので、一つの市町村の中でのそういう啓発活動や、いろいろな事業をやったとしても、その部分だけで下がるというのはなかなか現状として難しい状況ではあります。</p>
委員	<p>ただ、コメントを見ているとね、22 年度の数値よりも悪くなっているわけですよ。今、課長さんが言われたことで少しでも良くなっていれば、浄化槽とか、いろいろな政策をやったから良くなったんだよと言うのだったらわかるんです。でも、数値としては 22 年度より悪くなっているわけですよ。そうすると、今課長さんが言われたことが全部否定されて、なんだ、やっても悪くなっているじゃないかというふうにとれると思うんですよ。だから、どこかに工場ができたとか、どこかに変なものができたから、こういうことになったんだと。そして今、それを指導しているんだとかいうことであれば、それはそれで悪くなっていった一つの理由だと思うんですよ。22 年度より悪くなっているから聞いているんです。</p>
市	<p>水質悪化の原因として、まず生活系の汚染の原因はかなり減ってきているんですね。あと、事業系も減ってきています。過去何十年、原因というか、汚染の発生源としてずっと変わっていないものが、面源系と言いまして、例えば田んぼであったり道路であったり、その汚れなどが、雨が降ったときにぎっと流れてくる。例えば田んぼであれば、そこに肥料とか農薬とか、散布されますね。それが雨によって流れてくるというようなことで、その部分の削減がどうして</p>

	もできなくて、全体的に横ばいになってしまっていると。全体的な水質はある程度は下がってきたんですけど、あと面源系のものをどうにかしないと、大幅な浄化というものは難しい状況に来ているかなと、今、感じております。
委員	分かりました。ありがとうございます。
会長	汚染源が面源の場合、難しいということです。これは白井だけじゃなく、ほかのところでも共通の問題であると思うんですけど、これは住民意識も、あるいは工場の方の意識も含めて手掛けていただかないとなかなか良くならないというのが現状かと思いますので、これから市のほうもその辺の指導を強力にお願いしたいというのが状況かなと。
委員	農薬とか亜硫酸とか化学物質のことなんですけれども、排水からは少しは減っていると言っていましたけれども、やっぱり合成洗剤の化学物質は根本的な問題だと思います。だから、少しでもそういう方向性を市でも・・・。
会長	行政面での指導で。
委員	ええ、少しでも皆さんに・・・。例えばなんですけど、私最近、駅前の住宅なんですけど、歩いていたら、外の車があるところの普通の水道に「ここでは合成洗剤を使わないでください」という看板が立っていたんです。それで、あれっと思って、その住宅の人に聞きましたら、ため池に流れるところがあって、昔、そこで魚がいっぱい死んだそうなんですよ。それがあって、合成洗剤を使わないでと。そこ1箇所だけなんですけれども。住民もそういうことを全部知っているわけじゃなくて、「あら、私は全然知らなかったわ」ということが多いんで、少しでもそういう啓発みたいなことをしていったらいいんじゃないかと。
会長	きめ細かな啓発活動をやっていないと、これもなかなか、ゼロにはならないと。
委員	なかなかね、難しいことなんですけれども、少しでも言っていけば。
会長	その辺が、行政としてはやっぱり一番しんどいところかもしれないけど、これはお願いする以外、手はないんで。
委員	そうですね。
会長	やっぱり、住民がどういう意識を持つかというのが、一番大きい問題だろうと思います。

委員	あと、合併浄化槽なんですけれども、市は点検しているんですか。業者に任せっきりということじゃなくて。
市	市そのものでは合併浄化槽の点検は行ってはおりません。ただ、市のほうで合併浄化槽の設置に当たって補助金を出したご家庭については、5年間ですね、ずっと追跡調査と言いますか、追跡して内容のほうは確認しております。それ以外については、今ちょうど、浄化槽関連の維持管理等についてですね、県と、環境カウンセラー千葉県協議会さんのお力を借りてですね、白井市内で浄化槽の維持管理についての講習会を予定しています。
委員	なかなかね、業者任せだと、どうしてもやらない、言ってもやらないところが多いということをお聞きしていたので。
会長	浄化槽法に基づいてやらないといかんのですけれども、やる責任者は、要するに浄化槽を持っておられる方なんですね。それを業者が、法律に基づいてやるように指導してくれないといかんのですけど、どうも手抜きのような感じがありますので、講習会をやって啓発しないといかんという。その辺は伊藤課長が言われたように、今、白井市のほうでも・・・。
委員	もっと力を入れて。
会長	<p>そういう啓発講習会をやられるということなので。時間的な問題がありますので、議事1につきましては、この程度で一応方向は出していただいて、何かございましたら、また後日でも結構でございますので、お願いしたいと思います。</p> <p>(2) 議案 白井市第2次環境基本計画の中間見直しについて</p> <p>ア 全体的事項 (市説明抄録)</p> <p>○『白井市第2次環境基本計画中間見直し方針』に基づき、見直しの趣旨・事項・体制及びスケジュールを説明。</p> <p>○見直し原案の答申までの作業の流れを説明。</p> <p>イ 第2章『環境の現状と課題』について、市が作成した「見直し原案の案」に対する審議 (市説明抄録)</p> <p>○「見直し原案の案」作成に当たっては、見直し方針に基づき、①「計画策定以降の環境・施策等の変化の反映」、②「新総合計画・都市マスタープランとの整合性確保」及び③「市民意見の反映」を実施。</p>

- これらに加え、現行計画においてバラつきが見られる記載水準の均質化を図るため、④「課題の位置付けの統一」と、⑤「文章構成の統一」を実施した。
- 「課題の位置付けの統一」としては、課題を、あるべき将来像に向けた「方向性の提示」までにとどめることとし、それに対する取り組みの「主体」（だれがやる）、「手段」（どうやってやる）、「程度」（どこまでやる）については、第4章『施策の展開と実践行動』で決めることとした。
- 「文章構成の統一」としては、本文の流れを、原則として「一般説明」→「現状」→「課題」の順に揃え、過不足を補うこととした（ただし、第1節「白井市のすがた」は、市のアウトラインの紹介だけを行う節であることから適用外）。
- 『第1節 白井市のすがた』は、環境問題についての「課題」の提示はなく、白井市の概要説明だけであるため、図表を最新版に更新する等、情報の経年更新だけを行った。ただし、資料2-3の13ページと、資料2-4の9ページにある「(5)土地利用」については、現在改訂中の「白井市都市マスタープラン」の改訂案に基づいた記述としているため、当該部分は都市マスタープランの確定後に確定するものとする。
- 『第2節 自然環境の現状と課題』第1項『農地』については、状況や施策の大きな変化はないものの、現行の計画においては、農地確保の手段と捉えるべき「地産地消の推進」や、前段の説明と直接的につながらない「環境保全型農業の推進」が「課題」として謳われていることから、これらを整理し、農地減少の背景となっている「後継者不足」や「農業収入の減少」のみを残した。
- 第2節第2項『森林』については、平成25年度の『白井市森林整備計画』の策定や、平成26年度の県からの宅地開発許可権限の委譲といった施策の進展を踏まえ、課題についても民有林の伐採行為への注視や、残された森林の適切な維持管理に視点を移した。
- 第2節第3項『水辺』については、現行計画では、現状説明において環境面の記述が全くないのにもかかわらず、「課題」では、生物生息空間の保全や保水力の維持についてしか言及していない。このため、現状説明には環境面の取り組みを載せ、一方、「課題」には治水面の役割を明記した。
- 第2節第4項『動植物』については、野生動植物は保護だけが求められているのではなく、市民生活や事業活動への影響回避を求める声も大きいことから、保護と管理の両面を課題とした。
- 第2節第5項『公園・緑地』については、課題に対しては大きな変更は加えていない。ただし、現状説明において、新たに、一人当たり都市公園面積の推移を掲載した。
- 第3節第1項『大気環境』については、排出削減だけでなく、光化学スモッグなどを意識し、汚染物質の監視や注意喚起の実施を「課題」として加えた。
- 第3節第2項『騒音・振動・悪臭』については、騒音・振動と悪臭のそれぞれの苦情を踏まえて発生源の傾向を整理した。

- 第3節第3項『水質』については、近年の水質状況に基づき、達成状況がよくない下手賀沼と神崎川に重みをつけた表現とした。
- 第3節第4項『有害化学物質』については、一般説明及び現状説明を踏まえ、「課題」にも物質名を例示し具体性を増した表現とした。
- 第3節第5項『公害苦情』については、大気や騒音・振動に関する苦情が増えていることを踏まえ、それらへの重点的な対応を課題とした。なお課題としての「野焼き防止」は、このなかの個別の事項に対する対策であるので、この項からは除外した。
- 第3節第6項『放射性物質』については、除染実施計画の完了など大幅な施策の進展があり、現在の主な課題は、定量化が困難な「不安の払拭」になってきていることを示した。
- 第4節第1項『景観・文化財』については、現行計画では、「歴史的・伝統文化や生活文化」の保全とそれらを取り巻く自然環境の保全が必要、としているが、本計画の性質を踏まえ、ここでいう「文化」の対象は、工芸品や無形文化財というよりも、主に建造物や史跡といった文化財を指すことを明らかにするとともに、「その周辺の自然」については、形態も所有も様々であることから、直接的には文化財の保護を課題とし、そのことが結果的に環境保全にも波及効果を及ぼす、という流れを想定した表現とした。なお、本項「(1)景観」の現状説明については、現在改訂中の「白井市都市マスタープラン」の改訂案に基づいた記述を含んでいるため、この部分は都市マスタープランの確定後に確定するものとする。
- 第4節第2項『不法投棄』については、現状説明において違法焼却についても新たに触れていることから、市民の関心が高い「野焼き」への対応を「公害苦情」の項から移し、本項の課題として設定した。
- 第5節第1項『廃棄物・リサイクル』については、資源化量・資源化率が低下してきていることを踏まえ、改善の必要性を述べた。
- 第5節第2項『エネルギー』については、省エネの推進と再生可能エネルギーの利用拡大の先にある「化石燃料の消費削減」までを課題とした。
- 第6節第1項『環境学習・環境教育』については、環境学習及び環境教育そのものではなく、その先にある、「各取り組み主体の環境保全への関心や理解を深める」ことを「課題」とした。
- 第6節第2項『環境保全活動』については、一般説明及び現状説明との整合性を確保するため、「市との協働」についても課題に加えた。また、現行計画の課題にあげている「(仮称)市民環境会議」の取扱いについては第5章の懸案事項として説明する。なお、本項の一般説明には、現在改訂中の「白井市第5次総合計画前期基本計画」の素案に基づいた記述を含んでいるため、この部分は総合計画確定後に確定するものとする。
- 第7節第1項『地球環境』については、現行計画の「課題」に示された「地球環境問題」全般に関する記述では余りにも大雑把であることから、対象を温暖化と酸性雨に絞り、「省エネの推進や再生可能エネルギーの利用拡大の定

	<p>着」及び、酸性雨の原因となる「大気汚染物質の排出抑制」として、一定程度の対象の具体化を図った。</p> <p>○第8節第1項『住民意識調査』については、アンケートで把握された市民ニーズは交通の利便性や防災に関するものが圧倒的に多かったものの、本計画は環境施策に関するものであるので、「それらのニーズを踏まえた上での環境保全」を進めていくことを課題とした。</p>
会 長	<p>(質疑応答)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>では、これに対するご意見とかご討議をお願いしたいと思います。ご指摘のように、この項目は主に環境項目として検討するかどうかというようなことも含めてですね、やはり見直しが必要な面もあるのではなかろうかというふうに考えておる次第です。皆さんの忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>資料2-3、1面です。真ん中にある白井市の総面積、これ、増えているんですよ、こちら（現行計画書）を見ると。</p>
市	<p>国のほうからですね、今年4月にございました通知で、理由が測定精度が上がったことによるのか再測定の結果微妙なずれが生じたのかは調べる必要があるんですけども、白井市の面積が今年度から35.48に修正という通知がございましたので、それに合わせてございます。</p>
会 長	<p>膨大な資料なんで、皆さん方のご専門とされるものも多々あると思います。その辺のご意見をいただければありがたいと思います。</p>
委 員	<p>2-4の4ページの図。見直し原案でも人口7万人までの線を入れたほうがいいと私は考えたんですが、どうなんでしょう。現行では7万まで入っているわけですよ。</p>
会 長	<p>上限をね。</p>
委 員	<p>6万を超えてきているわけですから、人口としては。だからやっぱり7万を、前回のように入れておいたほうが、私は分かりやすいと思います。</p>
市	<p>はい、おっしゃるとおりですね、現行の計画では、この縦軸の一番上を7万人にしておりますが、今回は、数字は入っていませんが6万5,000人というふうにしておりまして、それは少しでもこのグラフ、縦棒の年度ごとの差が見えるようにというふうに考えたのですが、7万という数字が入っていたほうが見やすいということもあるかと思っておりますので、この部分につきましては、もう一度検討させていただければというふうに考えております。</p>

委員	それとですね、今の図で、たたき台のほうね、2-1-2 と書いてあるけど、これは2-1-3 だと思うんですよ。
市	大変失礼いたしました。間違いです。2-1-3 に直します。
委員	単純な質問でございますが、資料 2-3 の 38 ページ、そのの住民意識調査の中で、住民アンケートとありますけど、これは抜き打ち的にアンケートをやったのか、それとも全員に自治会、町内会を通じて配ってそれを回収したのか。その辺、ちょっと教えてください。
市	今回、平成 27 年度に行ったアンケートにつきましては、主に市のホームページ上にアンケートの質問項目を載せさせていただいて、そこから直接回答をいただけるような形にしております。市民向けのアンケートにつきましては、それが一つと、あと市のほうで、例えば市民大学校とか、環境課の生活環境指導員の委嘱式とかの行事がございますので、そういった行事の際にご協力をお願いしたということが一つです。ただ、ホームページでのアンケートを行うに当たっては、事前に自治会回覧それから市のホームページ、広報誌で周知はさせていただいたところです。あと、事業者アンケートにつきましては、白井市工業団地協議会様、それから白井市商工会様のご協力をいただきまして、会員企業の方々に周知させていただいたということになります。それともう一つ、中学生向けのアンケートもやっておりまして、こちらは市内 5 中学校の 3 年生の生徒たちに、学校を通じて協力をお願いしたというふうになっております。なお前回、平成 22 年のアンケートは無作為抽出の 2,000 人に対してやっております。なので、それに比べると今回はかなり、規模は小さくなってしまっているということにはなります。
委員	ただね、市民アンケートで、結果は見ましたが、清水口が非常にアンケートの回収率がいいというふうに出ているんですよ。ああいうことをやられちゃうと、これ、私なんか全然知らないんですけど、いつの間にアンケートをやっていたのかなど。ですからやっぱり、やるんだったら、各町内会を回して全員アンケート、これのほうの方がベターじゃないかと思うんですが。関係者だけといったら、これはもう当たり前のことしか書いてないと思うんです。これはちょっと、私に言わせれば、怠慢じゃないかなど。市民全体の意識を調査するんでしたら、全員に配るというか、ほぼ全員ですね。まあ全員というわけにはいかないでしょうが、約 80% くらいの方には配って、それを回収して表をとったらいかがかなと思うんですけど。
市	そうですね。確かに、地区の差というのは結構出てしまっておりますので、いかにランダムに、無作為に抽出できるかというのは、次回は平成 32 年度、ま

	<p>た新しい計画がこの後にもできますけれども、その際などの課題にしていききたいというふうには思っております。</p>
委員	<p>学校でやっているのは分かるんですけど、市民のほうは、だいたいどういう割合でというか、例えば市民大学校が何パーセントぐらい、出先機関で出たのが何パーセントぐらいと、それは分かりますか。どれぐらいの市民が関心をもってこのアンケートに参加したのかというのが、要は環境への関心度の目安にもなると思うんですよ。</p>
市	<p>そうですね。ちょっと今この場にはそれを持ってきていませんので。</p>
会長	<p>このアンケートの母集団の数字で、要するに市の全体像を想定できるかどうかということが一番大きな課題かと思えます。もう一つ、やはり若い方がこの白井市に定住していただくためには、若い人の意見はもっと入れるべきではないかなというふうなことも含めて。恐らく、このアンケートは、今はまだ当分ないだろうと思うんですけども、何からの形でその辺のことがね、疑念を持たれないような形にしていききたいなというふうに思えます。</p>
市	<p>今ちょっとこの場で、市民の内訳は分からないんですが、大雑把な割合では、半分以上はやはり市民大学校、それから環境課の行事の際に出口でご協力をいただいた人ということになります。</p>
委員	<p>ホームページからとか、駅前センターみたいな出先機関で書いたという人はほとんどいないという。</p>
市	<p>そうですね。ホームページは、その中でもそこそこあったほうですけども、出先機関の箱に投函というのは、かなり少なかったですね。</p>
委員	<p>もう一つ、すみません。放射能の評価というか、放射線量ですけど、資料の2-3の25ページのところにこの表があるんですが、これ、あいうえお順で多分、並んでいるんだろうなと思うんですけど、こういうのって、やっぱり地域で、こう、なんとなく数字的にも変化があるんじゃないかというふうに思うので、あいうえお順じゃなくて、例えば池の上だったら、南山とくつついているので、その辺をくつつけてみたいな、そういう表し方で並べ替えをしていただいたほうが、市民にとっても、自分たちの住まいの辺りは、というような感じで見られてくるんじゃないかと思うんで、そういう並び替えをしていただけるとありがたいなと思えます。</p>
市	<p>はい、確かに地域別の傾向というのはあると思えますので、ちょっとこれの見せ方というのは、ちょっと工夫してみたいと思えます。</p>

委員	主に土地利用のところですが、前の報告で、中間目標が達成できたとかできなかったというような話がありましたけど、その達成できなかった部分で、これは捨てるとか、これは工夫しようとか、いろいろあると思うんですが。そういうことは、この新しい案の中には加味してあると考えていいんですか。
市	この、第2章の中では現状の説明、それから課題というところまでにとどめておりますので、先ほども、維持できてないのにそれが目標なのはいかなものかというご意見もありましたけれども、じゃあ、それを受けて、見直し計画の中でどの程度を目指していくのかというのは、まったくまだ、今の段階では白紙と言いますか、これからご意見をいただきながらつくっていく段階です。
会長	それは第4章、第5章のほうへ・・・。
委員	決めるということになるんですね。
市	決めるということになります。何を指標とするかということも含めて、決めることになります。
委員	それから、ちょっと土地利用のところ、いろいろ内容的には書いてあるんですが、耕作放棄地だとか、それから最近、ここでは触れられていないんだけど、空き家の問題、それからあと森林放棄のことが今回新たに出てきていますね。そういうことについて、その母数というかね、そういうものは把握してあるのかどうか。それをどうしようとしているのか。そこら辺まで、次の計画では欲しいと思うので。それから工業団地のことについての記述が何もないんですね。だから、工業団地についても、市民の在り方との関係、市との関係。接続道路の問題とか産業廃棄物の問題とか、いろいろ抱えておられると思うんですね。だから、そういったことも市民がやっぱり知っておくということは、私は必要じゃないかなと思うんですね。
会長	その辺は、総合計画の第5次のほうで、ある程度されているんじゃないでしょうか。
委員	そうなんですか。
会長	それを受けて、各分野の方がいろいろ検討して、この環境審議会のほうでは、環境基本計画に関することを中心に展開していくということになっていると思うんですが、どうなんでしょうか。最後はやっぱりどれを選択してどれを実施、やっていくのかという優先度も入ってくるだろうと思うんですけどね、その辺は総合計画に含まれてからですかね。

市	<p>最初のご質問の、荒廃している森林、それから耕作放棄地、あと空き家、これらの現状の数の把握はどの程度できるのかということなのですが、申し訳ございません、この場では、この三つの項目について、どの程度、精度の高い数字を毎年出せるかというのは、把握できておりません。恐らく、耕作放棄地などはある程度できるんだらうというふうには思うんですけども。ですので、本日、方向性をご審議いただいて、この後、市のほうで具体的な指標の素案などもつくっていきますが、その中で、指標として用いることができるもの、できないものというのを取捨選択していきたいと思っておりますので、もしばらくお時間を頂ければと思います。</p>
市	<p>ご指摘のあった空き家ですね。空き家は今年度、調査をかける予定でおります。ただ、正確な調査ではなくて、おおむねどれくらいあるか、つかみの判断になるかと思っておりますけれども。戸建住宅については今年度中に総数を把握するように今、進めております。国が出しているサンプル的なものと、白井市では当初 2,000 戸と言われていました。現在出されている数字は 1,600 から 1,800 ぐらいの間ですね。だいぶ違ってきたんですね。今回、市のほうで調べようとしている戸建住宅については恐らく数百個にとどまるのではないかなということで、国のほうはサンプル調査ですから、大きな差が出てくる可能性はあります。ただ、実態が分からないで空き家対策といっても、なかなかつかめませんので、今年度ある程度の実態はつかんだ上で次の施策に結びつけたいと考えています。</p>
会 長	<p>その辺は都市マスタープランのほうで、ある程度、明確にされるんですか。</p>
市	<p>住宅施策についてはですね、今回の総合計画の基本計画、ここの若い世代の定住プロジェクトというところで、定住に向けての近居とかですね、そういったところでの住宅の活用、それから都市マスでも当然、住宅施策は示します。特にニュータウンがもう入居から相当たっていますので、例えば清水口 3 丁目ですかね、高齢化率が 40%を超えるような勢いになっていますので、空き家が増える可能性がありますので、そういった点では、ニュータウン地区の古い地区については、ニュータウンの再生というような、都市計画の中では、それは一つ考えていく課題としてはとらえています。</p> <p>今回の総合計画にちょっと触れますけれども、今回の総合計画は従来の計画とはまったく違います。従来の計画は、市が行うすべての事業について、漏れなく計画書に載っておりましたけれども、今回の計画は三つのプロジェクトに対しての取り組みだけになりますので、計画そのものの量はだいぶ減ります。ただ、市の計画の中には、トップとするのは市の基本構想、これは総合計画の一部です。それから基本計画。今回の基本計画は三つのプロジェクトのみになります。その下に、今度は基幹的な計画ということで、その中には都市マスタ</p>

	<p>ープラン、それから今回の環境基本計画、これが分野別の基幹計画になり、その基幹計画をもって今後は各事業を実施していくというふうになります。福祉部門では地域福祉計画というのが今年度から見直しされますけれども、地域福祉計画が市の部門別の基幹計画。基本計画には、福祉部門では重点戦略になった三つの部門しか載せていません。ですから、見たときに、今回の基本計画、ずいぶん薄いなというふうに感じる方はおりますけれども。そういう体系、市の計画の体系を、今回は根本的に見直しておりますので、ですから今回の環境基本計画の策定というのは非常に重要な位置を占めています。</p>
<p>会 長</p>	<p>あくまでも総合計画と連携しながらやっていかなきゃいかんということで、多少、前後しながら進むと思っておりますけれども、事業の優先順位の付け方は分かりやすいんじゃないかなと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>市民アンケートの結果というのがありますね。この資料2-5かな。それで、ここに一応、市民の方の関心のあるところがパッと突出して出ています。それで、これは総合計画のほうでまた検討されると先ほどお話がありましたけど、この北総線問題、この鉄道の問題ですよ、これはものすごく私、腹立たしく思っていたのは、各自治体がそれぞれお金を出して補助どうのこうのって、いろんな問題がありましたよね。その中で白井市だけがアクセス特急が止まらないですね。素通りしているんですよ。これが、やっぱり白井市の人口増、若い人たちが定住するための大きな障害になるんですよ。若い人たちを白井に呼び込んで、いろんな面で活性化するという意味で、これは非常に大きな問題だと。あんまり軽く見る問題じゃないというふうに常々思っていました。それで、白井市の良さというのは、ニュータウンの都市の利便性と、里山がすぐ近くにあるという自然環境、これがあいまって初めて白井市の魅力というのは倍増するわけですよ。ところが今の交通の利便性、これが一番アンケートで出てきているというのは、今までの現役世代の人たちが痛切にこれを感じている。今までは企業に勤めていましたから、会社から金が出ていたんですよ。ところが実際問題、リタイアしますとこれが全部自腹で交通費を払わなきゃいかんということになって、いかにこれが大変かというのは痛切に分かる。それから、途中で全部乗り換えなきゃいかんというこの不便さ。これが非常に白井市のハンディになっている。私はそう思っているんですね。だから、総合計画の中でこういうのも議論すべき話だと思うんですけどね。やっぱりこういう面もしっかりと対応していただきたいというふうに感じています。ここの環境審議会の中での議論とはちょっと違うかも分かりませんが。</p>
<p>会 長</p>	<p>やはり仰られることは基本的なことですので、これ、総合計画を含めて全部、あらゆる分野で検討していただきたいというのが今のご意見だと思うんです。</p>
<p>委 員</p>	<p>そうですね。</p>

<p>委員</p>	<p>これは質問じゃなくて、ちょっと教えていただきたいんですが、2箇所か3箇所出ていると思うんですが、河川沿いの斜面林というのは、どういうところを指しているのでしょうか。資料2-4の13ページ一番上、見直し原案の案のところ、「河川沿いの斜面林など豊かな木々の緑があり」と書いていますが、どういうこと。私は神崎川と二重川しか知らないんですが、河川沿いの斜面林ってどこを指すのか、ちょっと具体的に教えていただきたいと思ひまして。書き方が何か飛躍しているのか、私が歩いて見ていないのか知らんのですが、教えていただきたいと思ひまして。</p>
<p>市</p>	<p>こちらの河川というのは、水路とか湧水を含めたイメージで大きく書かれているものと考えています。で、具体的に申しますと、今、私どもが動いている谷田・せんがみ谷津とか、あそこは湧水があって、その先はチョロチョロですけれども、水が流れていると。地形的にはもう谷津自体になっていますから、その水源にもなる斜面、それを涵養林と言ったり斜面林という形で表しているものなので。神崎川とかの大きい河川沿いを見てしまいますと、今、改修も終わっていますから、斜面林のイメージとはちょっとかけ離れてしまいますけれども。そういった意味で捉えていただければありがたいんですけれども、もし、どうしても誤解を招くようであれば、今回の見直しの中で、多少調整はできますので。</p>
<p>委員</p>	<p>それからあと一つ、教えてください。2-4の43ページ、不法投棄の課題のたたき台のほうですが、ごみの野焼きに対してはきめ細かい対応をとっていくと。どんな野焼きももう禁止されていると私は思っていたんですが。禁止されてなくて、何か市のほうで指導して、時間帯とか、朝やったらいけないとか、朝だけやるとか。僕はもう一日中禁止だというふうに解釈していたんですが、私の考え方が違っているのかもしれないのですが、ちょっと教えてください。</p>
<p>市</p>	<p>今、私どもが野焼き関連で苦情、意見、要望を頂いているものについては、主に白井特有の梨の剪定枝の、農家さんが剪定したものを焼却して処分しているというものがございます。本来はもう野焼きは全面禁止ですけれども、例外規定の中で、その生業の中ではない部分があった場合は、いいとは言えないけれども、周りの環境に配慮しながら、一定の部分は例外とされているんですね。だからって、いつでも燃やしていいわけじゃなくて、周りの状況、例えば洗濯物が干してあったり、朝から燃やすとか、いっぺんにボンボン燃やすとか、そういうことはなるべく避けてもらうのが当然、当たり前です。本来は原則がありますから、それについては完全に処分してもらうという、野焼きではなくてですね。それについて、私どものほうで、野焼きの苦情があれば、そこにお話に行って、できれば、これは例えばクリーンセンターに持ち込んでいただくとか、今、市のほうでもやっていますバイオマスということで、具体名</p>

	<p>を出せば、フジコーさんというところで剪定枝とかの受け入れをどんどんやっていただいています。これは梨業組合さんのほうにも PR してお願いして、徐々に数字的には上がっているんですけども。でもまだ、ちょっとした後始末というか、時期などによっては野焼きをしているという状態ですので、その方たちにそういう処分の仕方があるということと、お願いということで、連絡があればすぐ私どもの職員が現場に行ってお話をさせていただいております。一応そういうところを、きめ細かい対応というような表現をしております。</p>
委員	<p>ごみの野焼きというと、何でもやっていいけれど、何かきめ細かい対応をすればいいんだというふうにも読み取れるような感じもするんですね。だから、許可を得るとか、何と言うか、何か限定したものが・・・。</p>
会長	<p>原則的には全面禁止なんですけれども、特定の、多分慣例的な小規模なものという程度で。</p>
市	<p>そうですね。</p>
会長	<p>そういうことで、指導どおりにするかということは、これも啓発活動でしょうね。</p>
市	<p>はい、そうなります。今の記述については、2-4 の 42 ページの見直し原案のたたき台の一番下のほうですね、なお書きから書いてあります。</p>
委員	<p>農地の休耕地、これは私のところも毎日、農村地帯で活動してしましてね、去年から急激に休耕地、米を作らなくなる田んぼが 4 箇所ぐらい出てきまして。それは昨年、米の価格が大幅に下落したことと、高齢化、後継者不足、こういうのが今、ちょうどこの時期に一気に出てきたという現状があるんですね。それで私どもは今、そういう休耕地を活用する方法を具体的に提案して、活動に入っております。農政課の方といろいろご相談しながら、新しい提案もさせていただいているんですけど。これ（耕作放棄地）はもう今、もうまたたく間に広がると思います。それで恐らく、草が生えた耕作放棄地ができますと、イノシシももうすぐ近くまで来ていますから、非常に危機的な状況です。そういうのが身近でわれわれ感じ取っています。そういう数値は当然、市のほうでも把握しておられると思いますけど、その進行状況が、ちょっと異常なぐらい最近はやいという状況です。そんなことも踏まえて、これからはそういった休耕地をどう活用していくか。新たな仕組みづくりというのを、われわれ市民団体と行政が一緒になって取り組んでいければいいかなと。</p>
会長	<p>最後に一つ、私のほうから。資料 2-3、第 7 節 36 ページなんですけれども、地球環境の現状と課題についてです。今の基本計画もそうなんですけれども、</p>

	<p>温暖化と酸性雨ということで、この二つが中心的なテーマになっているんですよ。現状を考えた場合、地球温暖化というのはそのとおりなんですけれども、酸性雨というのは原因物質の排出基準が非常に厳しくなってきたんで、日本でもだいぶ少なくなっているのではないかというふうに思うんですが。これに加えて今現在、異常気象ということが大きなテーマとして出ているんで、この辺で異常気象のことに何か触れてもらえるようにならないんだらうかと。追加するのは大変な作業になるんですけども、少なくとも、第3次計画については、やっぱり見直す必要があるんじゃないかろうかというのを、意見として言っておきます。</p>
委員	<p>第5次総合計画のほうでは、ときめきと緑あふれる快活都市というキャッチフレーズが出来上がっているんですよ。それで、それは環境基本計画にも落ちてくると思うんですよ。そのときに、今日ご説明いただいた、どの部分でときめかなきゃいけないのかなというふうにちょっと考えているんですが。最初、市長さんから、今度、総合公園ができたよという話、そういうのはありますよね。だけど、これから5年先に向かって何にときめくかということで、いろいろ、今日出た話では、いわゆるハード的な部分がやっぱり多いと思うんですよ。だから、ときめくというのは、やっぱりソフト的な部分を増やさないとときめかないと思うんですよ。ということで、協働なんていう話も出てきていますけれども、そういったところを駆使して、ときめく環境を。</p>
会長	<p>第5次総合計画の概要については、第4章、第5章のほうでこれから大きく出していきたいと思っておりますし、今の、この現状をそういうふうにかけていくのは、大変な作業だと思うんですね。</p> <p>この辺で一応、打ち切りたいと思っておりますので、この内容で、こういうような方向で行くよという方向性を、「原案の案」と書いてございますけれども、「原案」としてこのような形で進めていただきたいなということを、環境審議会の意見として、今日ご返答申し上げたいと思っております。ですから一応、この内容について今、頂きました意見を少し盛り込んでいただけたらありがたいというふうに思います。それでよろしいですね。そういう方向に進みましょう。</p> <p>ウ 第4章『施策の展開と実践行動』及び第5章『計画の推進体制と進行管理』について、市が「見直し原案の案」を作成するに当たっての方向性の審議（市説明抄録）</p> <p>○第4章『施策の展開と実践行動』は、第2章で提示された課題と、第3章『望ましい環境像』で提示された理念に基づき、具体的な取り組み目標と内容を定める、本計画において最も重要な章であるが、現行計画の策定から現在に至る間に、いくつか不都合な点が生じている。</p> <p>○中でも懸案は、目標値である『環境指標』と、具体的な取り組み内容である『実践行動』の位置付けについて。</p>

○環境指標について、現行計画においては、第2章で提示している「課題」とは直接関係しないと思われる環境指標が複数存在している（例えば、鉄道利用者数、スポーツレクリエーション開催回数、上水使用量など）。「課題」と結びつかない環境指標は、取り組みの標的を曖昧にし、指標の意義の説明を困難にする。

一方、環境問題は極めて多様で幅広く、第2章の「課題」が、市が取り組むべき環境問題の対象を網羅しているとも断言できない。「課題」に直接関係しない環境指標の存在も、第3章の「理念」にさえ矛盾しないのであれば許容される可能性がある。

市としては、環境指標は出来る限り「課題」に直結するものに絞った方がよいと考えているが、この点について意見をいただきたい。

○環境指標について、もう1点の懸案事項は、現行計画では、課題解決の程度を客観的に評価する指標（例えば、河川等の水質、大気汚染物質の濃度など）と、市の取組みを主観的に評価する指標（例えば、環境フォーラム開催回数、地下水汚染対策実施箇所数など）が混在していること。

環境指標という言葉の意味からすれば前者の色合いが濃いものと思われるが、そうなると、その環境指標の達成には外部要因による影響も大きくなり、取り組み主体の努力がそのまま反映されるものは少なくなる。このような指標ばかりになれば、取り組み主体にとっては、極論すれば「やってもやらなくても同じ」ということにもなりかねない。

しかし、逆に、取り組みに直結する指標だけでは、自己満足的な計画になってしまう恐れがある。

市としては、本計画の目的である「将来にわたり市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保する」ことに照らして、原則的には、課題解決の程度を客観的に評価する指標を出来る限り多くしていきたいと考えているが、この点について意見をいただきたい。

○実践行動について、現行計画では、関連する環境指標の達成に寄与するとは思われない実践行動も定められている（例えば：「農用地面積」に対する「環境への影響に配慮した農業の啓発」や、「不法投棄回収量」などに対する「市民の防災意識高揚のための啓発や避難訓練」など）。実践行動は、環境指標の達成に直接的・間接的に寄与するものに限るべきか、又は、それ以外の行動も含めたより広範なものと捉えるべきか。

市としては、「環境指標」をある程度絞っていきたいと考えているので、少なくとも、第2章の「課題」の解決に寄与すると思われる行動であれば、「環境指標」の達成に寄与しないものでも実践行動として捉えていきたいと考えているが、この点について意見をいただきたい。

○実践行動について、本計画は、市の取り組みだけでなく、市民・事業者・市民団体も取り組みの主体として位置付けている（市民及び事業者については、市環境基本条例においても、市の環境保全施策に協力する責務を有することが規定されている）。しかし、市民・事業者・市民団体はそれぞれ多くの独立

	<p>した主体であり、市のように、一本化された意思をもって組織的な取り組みを進めていく存在ではない。現行計画では、市民や事業者の『実践行動』の多くが、「〇〇に努めます」という書き方になっているが、例えば国の環境基本計画などでは、主語は常に行政側に置かれ、市民や事業者などに対しては「(国が) 普及啓発や連携などに努める」という書き方に統一されている。</p> <p>この部分は、書き方によっては、実態のない取り組み主体に役割を担わせることになり、計画の空洞化を招きかねない。</p> <p>このため、市としては、市民・事業者・市民団体の行動については、市の実践行動とは枠組みを別にして、市がそれらの主体に対し、環境保全への協力を呼びかけるような文体に変更したいと考えているが、この点について意見をいただきたい。</p> <p>○第5章『計画の推進体制と進行管理』について、現行計画では、計画の推進のため、『(仮称) 市民環境会議』を設置することが規定されているが、現在まで未設置となっている。</p> <p>この組織の所掌事務については計画書の p. 87～p. 89 に触れられており、これらの文面からは、主に計画の「進捗管理」を担う組織に当たるものと考えられるが、市では現在、環境基本計画に関する年次報告及び計画の推進方策や進捗管理等についての意見交換は、環境審議会に対して行っているところ。</p> <p>また、『(仮称) 市民環境会議』の委員構成は、「市民・市民団体・事業者及び市」となっているが、この外部委員の構成は、環境審議会の委員構成である「学識経験を有する者、市内事業者、市民、市内団体の代表者」に内包される。</p> <p>このため、市としては、現在の運用及び委員構成に鑑み、『(仮称) 市民環境会議』の設置に代わり、市が直接、年度実績などを取りまとめ、環境審議会に対し報告を行う体制に変更したいと考えているが、このことについて意見をいただきたい。</p> <p>(質疑応答)</p> <p>会長 第4章と第5章につきまして、両方合わせて今ご報告いただいたんですが、考え方をお聞きしまして、皆様のご意見を頂戴したいと思います。4章と5章、取り合わせても結構でございますけれども、まず展開と実践行動に対しての案、あるいは枠組みに対しての案というふうに。</p> <p>市 現行の指標とか、個別の実践行動に対するご意見も含め、広くいただければと思います。</p> <p>委員 今の、市民環境会議についてですね、一番最後の。一本化したほうがいいとは思いますが。名前はどちらでも構わないと思いますが。失礼ですが似たようなものだと思いますので、2本あるから1本はまだ下絵ができてないよというんだったら、もう1本に絞って。</p>
--	--

会 長	屋上屋を重ねるようなものであるということですね。
委 員	両方とも持っているんだったら、いいんですけどね。
会 長	今のところ、市としてはやっぱり環境審議会のほうへ全部報告していただいて、審議会のほうで審議していただいているという認識の下で動いておられますので。
委 員	審議会があれば、これもいらない。審議会がなくなれば市民環境会議が環境管理をやると。趣旨は似たような、同じようなものだと私は解釈しているんですが。
会 長	統一することに賛成だということですね。
委 員	はい。
会 長	特に第4章の環境指標の在り方、あるいはその内容の重さ、軽重さというふうなことも含めてですね、ご意見いただいて。先ほど私もちょっと申し上げたんですが、やはり、これは指標として環境基本計画という題目の下に入れるべきかどうかということも含めて検討したいということなので、その辺は私、現状の環境政策、環境状況に見合った形でやっていただくのがいいんじゃないかというふうに考えておりますけれども。これはもう個人的ですけども。市のほうからは方向性のみ、今提示されているわけですけども、時間的にはこれを11月までに全部まとめようということなんで、この方向性が今日決まれば、それに基づいて市のほうでまた原案のほうをつくっていただいて、それを10月の次の審議会のほうで展開することになりますので。
委 員	5 ページの前段のほうに書いてあるんですが、年次報告の取りまとめ、その後ですね。市民・事業者意見の取りまとめというのがあるんですが、これは市民環境会議のこととして一応、今まで考えていたわけですよ。
市	はい。
委 員	そのときに、じゃあ、いい提案が出ていたら、そこでやろうというふうになるんですか。実際には、ストレートにはならないですよ。だから議会のほうに、さらに再提案する、みたいな感じですかね。
市	市民環境会議は設置できていないわけなんですけど、現状でこれがどのようになっているかという、先ほど少しご説明したアンケートもそうですし、あと

	<p>日々、市に寄せられている苦情も、これも市民の方からの重要なご意見ということになりますので、市としては常々、ご意見のほうは頂いて、今回の計画でもそうですが、見直しなどに反映をさせていただくというような姿勢を取っております。もっと別の、要望、請願とか、そういうレベルのものですか。</p>
委員	<p>例えば、僕はこどもエコクラブやっているじゃないですか。子供から、ああして欲しい、こうして欲しいという意見は結構、出てくるんですよ。そうしたときに、今まではもう言いつ放しで、誰も何もしてくれないという状況なんで、いい意見のときはどこかで採用するような、そういうシステムが欲しいと。そういうことをちょっと、どこかないかなと思って。</p>
委員	<p>私も、この市民環境会議というのは、今のところ、市民のレベルがそこまでいってないために、組織化もされてないし、活用もされてないというふうで、最初からこれをなくしてしまうと、本当に尻すぼみになってくるような気もしないでもないなというふうにも思います。なので、要はいろんな市民団体、市民が、環境について話し合える、揉み合える場所が、どこかにやっぱりあったほうがいいなというふうに思います。市がやることに対しての進ちょく状況の評価とか、そういうものに関しては、ここの場できちっと討論がなされるので、それに関しては、私は何の異存もないですが。やっぱり団体活動をしていく上で見えてくるものって、やっぱりそれぞれの中であると思うんですよ。それを生かせる場所というのかな。</p>
会長	<p>市民の公募の方々、あるいは団体の方々、両方できるような場所が欲しいということですね。それが環境会議じゃないかという。</p>
委員	<p>はい、まあ、そうですね。そんなに高度じゃなくてもいいから、いろんな意見を。環境に関して関心を持ってもらうためにはいいかと思います。</p>
市	<p>今のお話の中で言いますと、市民環境会議と環境審議会の位置づけのご相談ですので、そうした場の提供であったりについてはまた別途検討という形でもよろしいでしょうか。ここに載せるといふのは、趣旨がちょっと違ってくるかなと、ちょっと考えていますので、どうでしょうか。</p>
会長	<p>その辺、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>そういうふうになってしまう・・・。</p>
会長	<p>それは、まあ、いいんじゃないかという。</p>
委員	<p>環境について皆さんに知っていただくということでしたら、今いろんな団体</p>

	<p>さんが、例えば文化会館やコミュニティセンターでいろいろやっているわけですね。そういったところに、例えばの話ですけど、われわれの審議委員がちょっとお邪魔させてもらってとか、例えば役所の方がちょっと行ってとか、そういった、情報を得られるような方法を取ったら、取ればのことですけどね、早いんじゃないのかなと。実際やっているわけじゃないですか、いろんなところで、環境の団体の方が。</p>
委員	<p>それぞれがやっているのは分かるんです。それぞれの専門分野があると思うんですが、それが一堂に会し、集まって会合をすることにより、一本筋が通ったものが市のほうに提出できるようになるんじゃないかという期待が、私にはあるんですけど。だから、もしかすると今、環境フォーラムを私たちやっていますが、それが、この中に組み込んですべき話になってくるのかというふうに思ったりも、ちょっとするんですけども。</p>
会長	<p>そういう市民の意見を吸い上げるような媒体はいろいろあると思うんですけども、今、委員が言われましたように、広義の市民環境会議という大義名分でやるか、あるいはそのほかの、何か代わるようなものができるかどうかというのは、別途ご審議したいというのが、今、伊藤課長のご返事だと思うんですけども。私も、環境会議として一堂に集めてこれをやるというのは、ある意味で、屋上屋を重ねることにならないかなという心配のほうが強いです。</p>
委員	<p>今日やっている審議会というのを、市民環境会議の中でやったらおかしいんでしょうか。</p>
会長	<p>結局、審議会の位置づけと環境会議の位置づけが、明確になっていませんが、どちらが上位なのか、下位なのか、あるいは同列なのか、ちょっと今、分かりませんし。この図を見ますと、何か環境審議会が、全部、上のほうの感じになっていますが。</p>
委員	<p>市民環境会議があれば、そこで審議してもらって、市民環境会議も2年に1回とか3年に1回ぐらい、メンバーを入れ替えたり、いろいろしてやっていけばですね、そこで同じようなことじゃないかなと私は思うんですよ。</p>
会長	<p>例えば近隣の市、印西市だとか鎌ヶ谷市なんかだと、こういう方法、環境市民会議的なことをやっておられますね。はい。</p>
市	<p>今ちょっと現状では、近隣の対応、体制ですか、情報が手持ちでないんですけども、組織としましては、環境審議会というのは条例でもう決まって、設置されるということになっていますよね。上位か下位かというものではないんですけども、環境審議会ありきでということがまず第一だと思います。今回</p>

	<p>お話しているのは、この計画の中の市民環境会議なんですけれども、その内容については今、ご報告させてもらったとおり、環境審議会とほぼ同様なものになってしまっているんで、できれば、その部分は明確に一つに固めていければという考え方で、今回はご提案させていただいておまして、各環境団体さんのすべてをここで集めるというような意味合いの組織ではないのかなとは思っています。ただ近隣市の状況ですね。各環境団体さんとかの会議の場ですかね、そういうのは、よりいいものがあるか、ちょっと一回、調べてはみたいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>そうですね。いいのがあればね、それを参考にさせていただきたいと思いますが、でも、市民環境会議につきましては、今日頂いた意見をもとに、もう一度、市のほうで検討していただきたいと。なくす方向も残す方向も含めてですね、どの方向がいいかということを決めていただきたいなというふうに思う次第です。</p>
	<p>第4章の実践計画等につきましても、方向性は一応、こういうような方向性でいってもいいということによろしいですね。それでは一応、この章、第4章につきましては、この書いてある内容をもとにして進めていただきたいということ。第5章についてはですね、環境会議という位置づけは、ちょっとわれわれ、理解しにくい面もありますので、近隣の状況も調べてですね、最善の方向へもう一度検討していただきたいというふうなことで、この審議会の意見としたいというふうに思います。それでよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ちょっとごめんなさい、理解していないところがあるので。環境指標については、どちらであるべきかというふうに聞いているんですよ。</p>
<p>市</p>	<p>資料のほう分かりづらくて大変申し訳ございません。環境指標について結局、市はどっちにしたいんだというようなことでよろしいですね。すみません。環境指標、二つですね、懸案事項として挙げさせていただいていますけれども。一つ目の上のほうですね。課題とは直接関係しない環境指標が存在していると。で、市といたしましては、環境指標というものはできる限りですね、課題に直結するものに絞っていきたいというふうに考えております。</p> <p>それと、客観的指標と主観的な指標が両方、混在していると。それに対してどうするかということにつきましては、市といたしましては、本計画の目的に照らしまして、ちょっと一部、例外は生じるかもしれないんですけど、原則的には、課題解決の程度を客観的に評価する指標、これをできる限り多くしていきたいというふうに考えているところです。</p>
<p>会 長</p>	<p>そういう方向でやりたいと思いますので、了解を。一応、第2の議案をこれで終わります。先ほどの第2章の見直しにつきましては、一応、「原案の案」となっているのは、「原案」として今日、決定したいんですけど、なかなか、皆さ</p>

んのご意見もあろうかと思えます。方向性としてはそういう方向で行くんですけども、何かご意見がございましたら、これからメールなり電話なりで、また市の環境課のほうにご連絡いただいて、それを盛り込んだ形で次のまとめをしていただきたいというふうに。またご意見がありましたら、その意見の内容につきましても、皆さんに知らせていただいてやっていただく。また、それを、そのご意見を採択するかどうかということにつきましても、一応、環境課のほうと私のほう、会長のほうに任せていただいて進めていきたいなというふうに思えます。時間の関係がありますのでご了解いただけますでしょうか。はい。ということで進めていきたいと思えますので。

5 閉会

以上